

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(14)

目 次

訓 令

- 富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 1
- 富山県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 2

訓 令

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 7 号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「並びに知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局」を削り、同条第 4 号中「（知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局にあつては、知事政策局長が指定する職員）」を削る。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

富山県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 8 号

本 庁

出先機関

富山県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

富山県職員被服等貸与規程（昭和38年富山県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 4 の項を次のように改める。

4 消防職員	冬服	1	3	消防防災ヘリコプター に搭乗して消防活動を行 う消防職員を除く。 着用期間 冬服 10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで 夏服 6 月 1 日から 9 月 30 日まで
	夏服	1	2	
	帽子	1	3	
	略帽	1	3	
	作業服	1	3	
	靴	1	3	
	作業服	3	3	
	帽子	2	3	
	雨衣	1	3	
	飛行靴	3	3	
	防寒服	1	3	
	耐寒服	1	3	
	夏下着	5	3	
	冬下着	4	3	

別表の58の項中「高度情報通信ネットワーク業務」を「防災行政無線業務」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の富山県職員被服等貸与規程に基づき貸与されている被服等は、この訓令による改正後の富山県職員被服等貸与規程の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、貸与期間の計算については、デザインの変更がある場合を除くほか、この訓令による改正前の富山県職員被服等貸与規程により貸与を受けた時から起算する。

(人 事 課)

